特定非営利活動法人ジャパン・プラットフォーム 2008年度第3回常任委員会議事録

1 日時:2008年6月23日(月)午後4時から午後7時30分まで

2 場所:東京都千代田区大手町1-6-1大手町ビル2階266区JPF事務局

3 出席者の確認

常任委員総数6名のうち、6名の出席をもって常任委員会の成立要件である3分の2以上の出席が満たされている旨の報告がなされ、本会の成立を確認した。

常任委員

NGOユニット:堀江良彰 NGOユニット:橋本笙子

外務省:青山健郎(伊藤直樹委員の代理)

日本経団連:斎藤仁

財団:加藤広樹(欠席につき表決権委任:中村安秀委員)

学識経験者:中村安秀

アドバイザー

広島県:宮谷幸三(橋本アドバイザーの代理、第二部審議事項:第六号議案より出席)

理事

代表理事:長有紀枝

オブザーバー

外務省:坪田、小野田

AAR:坪井 HFHJ:堀内 HuMA:新井 IPAC:池上 JADE:田中

JAFS:藤原、永井 JEN:木山、上杉

KnK:栗林 NICCO:吉田

PWJ:柴田、山本 SCJ:鈴村、吉田

SVA:木村 GNJP:戸口 SEEDS:中川

JCCP:瀬谷、大上

4 座長の選出

本会座長として、堀江良彰氏を全会一致で選出した。

5 第一部:審議事項(事業計画)

なし

6 第一部:審議事項(組織運営等)

なし

7 第一部:協議・報告事項(組織運営等)

(1) 事務局運営費の報告について

事務局より、運営費について報告がなされた。

8 第二部:審議事項

(1) 第一号議案:2008年度第2回常任委員会議事録の承認

事務局より、2008年度第2回常任委員会議事録(案)が上程された。審議の結果、同案をもって当該議事録とすることを全会一致で可決した。

(2) 第二号議案:助成資格の付与

審議の結果、特定非営利活動法人グッドネーバーズ・ジャパン(GNJP)ならびに特定非営利活動法人SEEDS Asia(SEEDS)に対するカテゴリー1の助成資格取得の申請を全会一致で可決した。特定非営利活動法人日本紛争予防センター(JCCP)については継続審議とし、2006年に退会する原因となった不祥事に対する団体として対応、現在のガバナンス体制、業務執行体制について等について、書面による説明文書の提出を求めることを確認した。

(3) 第三号議案:新潟県中越沖地震にかかる事業報告および収支報告の承認審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

PWJ:「新潟県柏崎市西山町五日市における地震復興支援」(民間資金) 承認。

(4) 第四号議案:スリランカ人道支援にかかる事業報告および収支報告の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

IPAC:「スリランカ人道支援初動調査事業」(政府支援金)

承認。

(5) 第五号議案:スマトラ島南西沖地震被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JAFS:「北ベンクル県2村に於ける仮設住宅・水インフラ整備支援事業」(政府支援金ならびに一部民間資金)

承認。

SCJ:「ベンクル州ムコムコ県における学校テントおよび教室備品供与事業」(政府支援金) 承認。

書式第6号

(6) 第六号議案:バングラデシュ・サイクロン「シドル」被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JADE:「バングラデシュ・サイクロン災害初動調査事業」(政府支援金)

承認。

KnK:「バングラデシュ・サイクロン被災者支援初動調査事業」(政府支援金) 承認。

(7) 第七号議案:南アジア水害被災者支援にかかる事業報告および収支報告の承認 審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JPF:「南アジア水害被災者支援中間モニタリング調査」(政府支援金) 承認。

(8) 第八号議案:スーダン南部人道支援にかかる事業報告および収支報告の承認審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

JPF:「スーダン南部人道支援最終モニタリング」(政府支援金) チャーター便を利用した経緯について補記することを条件に承認。

(9) 第九号議案:固定資産の処理の承認

審議の結果、全会一致で以下の通りとした。

固定資産の譲渡

AAR:「アフガニスタン国内避難民への緊急地雷対策事業」(政府資金) 承認。

(10) 第十号議案:常任委員長の選任

2008年7月1日からのNGOユニット代表幹事として長有紀枝氏が選任された。

(11) 第十一号議案:助成カテゴリー変更の資格要件の承認

ガイドラインWGから提案された解釈案につき、 組織基準(3)日本国内に、独立した事務所および有給専従(週5日以上)事務局員3名以上を有すること、 組織基準(3)参加NGOは、公認会計士または監査法人による団体会計監査を年度毎に実施しなければならない、 会計基準(4)参加NGOは、経理関係書類および団体監査結果を事務局へ提出しなければならない、が全会一致で承認された。

組織基準(6)過去5年間において、自ら人員を現地に派遣し、人為災害、自然災害などに対する緊急又は復興支援事業を実施した実績を有すること、については審議の上で表決を行い、「過去5年の間に(一度でも)自ら人員を現地に派遣し、人為災害、自然災害などに対する緊急又は復興支援事業を実施した実績を有すること」と解釈するA案:4票(斎藤、中村、加藤、NGO1)、「団体として、設立から5年以上経過し、直近の5年間において、自ら人員を現地に派遣し、人為災害、自然災害などに対する緊急又は復興支援事業を実施した実績を有すること」と解釈するB案:2票(青山、NGO1)となり、A案とすることを可決した。

また、助成カテゴリー基準は、あくまで申請資格要件にすぎず、申請内容を常任委員会が審査した結果、承認を受けてはじめて資格が認められることが承認された。

書式第6号

- 9 第二部:協議・報告事項
 - (1) 中国四川地震被災者支援かかる進捗報告について 事務局より全体進捗状況について報告がなされた。 ADRA橋本氏より初動調査結果等の報告がなされた。
 - (2) バングラデシュ・「サイクロン」シドル被災者支援かかるモニタリング報告について 事務局よりモニタリング結果と進捗状況について報告がなされた。
 - (3) 平和構築支援パイロット事業にかかるモニタリング報告について 事務局よりモニタリングの報告がなされた。 今回の報告をふまえ本事業の詳細についてあらためて審議することを確認した。
 - (4) 広島県との協働プロジェクトの2007年度会計報告について 事務局より2007年度事業に係る会計報告がなされた。
 - (5) ミャンマー被災者支援事業対応計画について

ミャンマーWGより提案された事業期間案につき、 初動対応期は原則7月末までとするが、 状況に応じ8月末までの実施を認めること、 7月において、緊急対応期の事業申請の申請締め 切り日から承認までの期間を短縮すること、 緊急対応期間を8月1日から180日間とすること、 が承認された。

(6) JPF事業部の業務状況と締め切りの設定について 協議の結果、終了報告書の提出および事業開始日から6ヶ月経過した事業申請の提出締め切り 日を、常任委員会開催日3週間前とすることを全会一致で承認した。

- (7) 企業との連携報告について 事務局より、書面をもって企業との連携について報告がなされた。
- (8) 書面による報告について

事務局より、書面をもって、以下の事項の報告がなされた。

政府支援金および民間資金財務状況の報告

事業計画変更の報告

メール審議結果の報告

JPF事務局審議結果の報告

メディア報告の報告

JPFの活動報告と予定の報告

(9) 次回常任委員会の開催日時・会場について

次回常任委員会は、2008年7月22日午後4時より、次々回常任委員会は、2008年8月最終週で調整することを確認した。

(10) その他

広島県国際課宮谷氏より、2008年5月に発生したミャンマー・サイクロンの被災者に対し、広

書式第6号
島県備蓄ビニールシート1,500枚および在広島県企業の(株)サタケのインスタントライス13 000食を無償提供したこと、またこれは、JPFの当該事業に対する物資輸送の呼びかけに応えるかたちで実現したもので、輸送に関しては、(社)広島県トラック協会(国内輸送)およびバンコクエアウェイズ(海外輸送)による無償協力を得、総額1,300万円相当の支援となり、物資はPWJと現地パートナー団体の協力により被災者に配布される予定である旨の報告がなされた。
以上